

認可地縁団体 申請の手引

平成21年12月 改訂

上市町

— 目 次 —

1	はじめに	1 ページ
2	認可申請書提出までの事前準備について	1 ページ
3	認可申請書提出の手続について	2 ページ
4	町内会等の法人格について	3 ページ
5	不動産登記について	3 ページ
6	法人の設立届と税の申告及び減免申請について	3 ページ
7	認可後に生じる申請・届出事務	4 ページ
8	認可地縁団体の印鑑登録	5 ページ
9	特例民法法人から認可地縁団体に移行する場合	6 ページ
資料 1	地縁による団体規約例	7 ページ
資料 2	総会の議事録例	12 ページ
資料 3	財産目録（様式例）	14 ページ
<様式集>		15 ページ
参考：	上市町認可地縁団体印鑑登録証明事務処理要綱	30 ページ

1 はじめに

町内会、自治会等（以下「町内会等」という。）の地縁による団体については、当該団体の名義で不動産登記ができない等、財産上の問題で種々の制約がありました。そこで、これらの制約を除去し、地縁による団体に法律上の権利能力を付与するための措置として、平成3年4月2日に「地方自治法の一部を改正する法律」が施行されました。これによって、町内会等は法人格を取得することができるようになるとともに、自治公民館、集会場等町内会等が保有する土地、建物等の不動産等については、町内会等の名義で登記できるようになりました。

<「地縁による団体」の定義について>

町内会等の地域的な共同活動を行っている団体であり、地方自治法第260条の2第1項においては「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」と位置づけられている。

この地縁による団体は、一定の区域に住所を有するという「つながり」に基づいて組織されたものである。したがって、スポーツ同好会等のように特定の目的の活動を行う団体、老人会や婦人会のように構成員に年齢・性別等の特定の属性を必要とする団体は、ここでいう地縁による団体ではない。

2 認可申請書提出までの事前準備について

町内会等は、地方自治法で定められた認可申請書及び必要書類（「3 認可申請書提出の手続について」参照）を町に提出し、町長が認可することにより法人格を有することになります（以下認可を受けた町内会等を「認可地縁団体」という。）。

そのための準備として、総会を開催して、次のことを決める必要があります。

- (1) 町内会等の規約（地方自治法の規定に合わせた改正が必要）
（資料1（7ページ～11ページ）参照）
- (2) 法人設立の「認可申請」をすることについての議決
- (3) 町内会等の代表者

3 認可申請書提出の手続について

町内会等の総会において、「2」の事項が決まりましたら、町総務課に対し認可申請書（様式集様式1）を提出します。この際、認可申請書に次の書類を添えて提出します。

(1) 総会で議決した規約

地方自治法で定める次の事項が定められていなければならない

・目的	・名称	・区域	・主たる事務所の所在地
・構成員の資格に関する事項	・代表者に関する事項		
・会議に関する事項	・資産に関する事項		

(2) 総会の議事録（資料2（12～13ページ）参照）

認可を申請する旨を決定した総会の議事録の写しで議長及び議事録署名人の署名及び押印のあるもの

(3) 町内会（自治会）構成員名簿（様式集様式2、下記の要件を満たせば任意様式でも可）

構成員全員の氏名及び住所を記載したもの（手書き、印字いずれも可）

* 構成員一町内会等の区域内に住所を有する個人（年齢・性別等を問わない、会員である場合は子供でも記載する必要があるので注意）

* 住所は住居表示が行われている場合はこれに従って記載すること

(4) 町内会等が保有している資産の目録（保有予定の場合も可）
（様式集様式3（保有の場合）又は様式4（保有予定の場合））

(5) 事業報告書

「良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類」として町内会等の活動を記した事業報告書を提出するもの

(6) 申請者が代表者であることを証する書類

① 申請者を代表者に選出する旨の議決を行った場合の議事録の写し
議長及び議事録署名人の署名及び押印のあるもの

② 申請者が代表者に就任することについての本人の承諾書（様式集様式5）
申請者本人の署名及び押印のあるもの

(7) 町内会等の区域を表示した地図

住宅地図等により町内会等の区域を示したもの

(8) 隣接町内会等の代表者による区域設定確認書（様式集様式6）

その区域に隣接する各町内会長等の承諾印を押印したもの

* 特例民法法人から認可地縁団体に移行する場合は、追加の書類が必要となります（詳細は6ページ参照）。

4 町内会等の法人格について

認可申請後、町長が、認可の要件に該当していると認めるときは、町内会等に対し認可が行われるとともに、当該町内会等が法人格を得たことを告示します。この告示により、町内会等は法人となったこと及び告示事項を第三者に対し対抗することができます（法務局への法人登記は必要ありません。）。

これにより、町内会等が所有する不動産等の団体名義での保有及び登記ができるようになります。

5 不動産登記について

認可を受けましたら、町総務課へ地縁団体の認可に係る証明書の交付申請（様式集様式7）を行い、証明書の交付を受けます。この交付申請は、代表者以外の方も行うことができます。

その後、法務局へ一般の不動産登記と同様の手続で、証明書を添えて登記申請を行います（登記に関する費用は一般の不動産登記の場合と同様に必要となります。）。

6 法人の設立届と税の申告及び減免申請について

(1) 税法上の法人設立届

町財務課へ「法人設立・異動申告書」を提出し、法人を設立したことを届け出ます。また、県税事務所及び税務署に対しても同様の届出を行います（収益事業を行わない等減免対象になる場合は、税務署への提出が不要の場合があります。）。

(2) 法人町民税等の申告と減免申請

事業年度の終了後に、町財務課へ法人町民税均等割の申告をすると同時に、減免申請（「法人町民税減免申請書」を提出）をすることにより免税となります。同時に、県税事務所及び税務署へも申告が必要となりますのでご注意ください（収益事業を行わない等減免対象になる場合は、税務署への提出が不要の場合があります。）。

なお、収益事業を行う場合は、税務署に対して「収益事業開始届」の提出が必要であり、また、事業年度の終了後2か月以内に税務署・県税事務所・町財務課へそれぞれ申告が必要となります。

(3) 固定資産税の減免申請について

町内会等の保有資産である公民館、敷地等に関する固定資産税は、町財務課へ減免申請を行うことにより免除されます。

7 認可後に生じる申請・届出事務

(1) 告示事項の変更届出

次の事項に変更があったときは、町へ届出が必要です。この届出に基づく変更の告示が行われない限り、その変更について第三者に対抗できないのでご注意ください。

- ① **代表者の氏名及び住所**
- ② 主たる事務所の所在地
- ③ 町内会等の名称
- ④ 町内会等の区域
- ⑤ 規約に定める目的
- ⑥ 職務代行者が選任されている場合のその者の氏名及び住所
- ⑦ 代表者の代理人が選任されている場合のその者の氏名及び住所
- ⑧ 規約に解散の事由が規定されている場合のその事由

代表者の変更が最も多いと思われますので忘れずに！

<届出に当たり必要な書類>

- ア 告示事項変更届出書（様式集様式8）
- イ 告示事項に変更があったことを証する書類（議事録、総会資料、区域図等）
- ウ 上記①の場合、代表者本人の承諾書を添付
- エ 上記④の場合、変更箇所の隣接町内会等の代表者による区域設定確認書を添付

(注) 告示事項が規約に記載されている場合、特に、規約に「代表者の氏名及び住所」、「主たる事務所の具体的な地番」等が記載されている場合は、告示事項の変更届出の前に、規約変更の認可申請により認可を受けることが必要になりますのでご注意ください。

(2) 規約変更の認可申請

規約を変更したときは、町への変更認可申請が必要です（規約に記載されているすべての事項が対象となります。）。変更後の規約は、町長の変更認可により効力が生じます。

<変更の認可申請に当たり必要な書類>

- ア 規約変更認可申請書（様式集様式9）
- イ 変更内容・理由を記載した書類（総会資料、新旧対照表等）
- ウ 規約変更を議決した総会議事録（議長及び議事録署名人の署名及び押印のあるもの）

8 認可地縁団体の印鑑登録

認可地縁団体が、所有する不動産の処分や所有権移転登記等を行う際には、認可地縁団体の代表者等の印鑑登録証明が必要となります。印鑑登録の申請等必要な手続きがありますので、町総務課へご相談ください。

(1) 印鑑登録

① 登録の資格

認可地縁団体印鑑の登録を受ける資格を有する者は、認可地縁団体の代表者等です。

② 登録申請

認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者は、登録を受けようとする印鑑を自ら持参し、町総務課へ認可地縁団体印鑑登録申請書（様式第1号（34ページ））により登録の申請を行います。このとき、認可地縁団体印鑑登録申請書の氏名欄には、上市町に登録されている代表者等の個人の印鑑（以下「個人印鑑」という。）を押印する必要があります。

③ 登録できる印鑑

ア 登録できる認可地縁団体印鑑は、1団体につき1個に限ります。

イ 登録を受けようとする認可地縁団体印鑑が次に掲げるもののいずれかに該当する場合は、登録はできません。

(ア) ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの

(イ) 印影の大きさが1辺の長さ8ミリメートルの正方形に収まるもの又は1辺の長さ30ミリメートルの正方形に収まらないもの

(ウ) 印影を鮮明に表しにくいもの

(エ) その他登録を受けようとする認可地縁団体印鑑として適当でないもの

(2) 印鑑登録証明について

認可地縁団体印鑑の登録を受けている者が、認可地縁団体印鑑登録証明書（様式第2号（35ページ））の交付を申請する場合には、認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書（様式第3号（36ページ））に登録している認可地縁団体印鑑を押印して、町総務課へ自らその旨を申請します。

(3) 印鑑登録の廃止等について

① 印鑑の登録を廃止する場合

認可地縁団体印鑑登録廃止申請書（様式第4号（37ページ））に当該認可地縁団体印鑑を押印して、町総務課へ自らその旨を申請します。

② 印鑑を亡失した場合

認可地縁団体印鑑登録廃止申請書に個人印鑑を押印して、直ちに町総務課へ自らその旨を申請します。

参考：上市町認可地縁団体印鑑登録証明事務処理要綱（30～37ページ）

9 特例民法法人から認可地縁団体に移行する場合

認可地縁団体の設立については、従来の町内会等による認可申請のほか、特例民法法人(*)が解散に伴って認可地縁団体に移行するために認可申請を行う場合があります。

(1) 認可申請に必要な書類

解散する特例民法法人の業務を承継するために認可地縁団体を設立する場合は、「3」において通常の申請書類のほかに、「租税特別措置法施行令第四十四条の二第一項に規定する総務大臣が定める基準を満たすことを明らかにする書類」を併せて提出する必要があります。

具体的には、以下の事項を満たす書類を提出する必要があります。

- ① 次の基準を満たす定めがある規約
 - ア 目的に、解散した特例民法法人の事業を承継する旨の定めがあること
 - イ 資産に関する事項に、当該法人が解散した場合にその残余財産が地方公共団体、当該法人以外の認可地縁団体、公益社団法人又は公益財団法人に帰属する旨の定めがあること
 - ウ 資産に関する事項に、剰余金の分配を行わない旨の定めがあること
- ② 解散した特例民法法人との同一性を認めるための活動の実績を示す報告書
- ③ 財産目録（現に財産を保有していないことを確認できるもの）
- ④ 保有予定資産目録

(2) 特例民法法人の残余財産全部取得の証明に係る必要書類

(1)により認可地縁団体が設立され、解散した特例民法法人の残余財産の引渡しが行われた段階で、地方自治法の規定により解散した特例民法法人の残余財産の全部を取得したことを町長に対し証明するため、告示事項変更届出書と併せて、次の書類を提出する必要があります。

- ① 解散した当該民法法人の清算人が残余財産について疎明した書類
- ② 残余財産を承継した後に作成した当該認可地縁団体の財産目録又は保有資産目録

(3) 税制上の特例

当該法人が(1)で掲げた要件をすべて満たす場合は、その残余財産に係る不動産の所有権等の移転登記に対する登録免許税は非課税となります。この際には、当該登記の申請書に以下の書類を添えて行うこととなります。

- ① 地縁団体の認可に係る証明書（3ページ「5」参照）
- ② 解散した特例法人の登記事項証明書

また、当該法人が(1)の①のイ及びウの要件を満たす場合は、みなし譲渡所得の非課税承認申請を行うことができます。

(*)特例民法法人

従来の公益法人（社団法人及び財団法人）は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行日（平成20年12月1日）から5年間は、経過措置として従来の公益法人と変わらない取扱いをしている。これらの法人を法律上「特例民法法人」と総称している。

〇〇町内会（自治会）規約

第1章 総則

（目的）

第1条 この会は、その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とする。

（名称）

第2条 この会は、〇〇〇〇会と称する。

（区域）

第3条 この会の区域は、上市町〇〇の全域とする。

※「～、上市町〇〇のうち、別図に示した区域とする。」としても可

（主たる事務所の所在地）

第4条 この会は、主たる事務所を上市町〇〇××番地に置く。

※「～、主たる事務所を代表者宅に置く。」としても可

（事業）

第5条 この会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の連絡事務に関すること。
- (2) 会員相互の親睦、研修会及び文化教養の向上に関すること。
- (3) 〇〇〇〇の維持管理に関すること。
- (4) その他目的を達成するために必要なこと。

第2章 構成員の資格に関する事項

（会員の資格）

第6条 この会の区域に住所を有する個人は、すべてこの会の会員となることができる。

2 正当な理由がない限り、前項に規定する者が会員となることを拒むことはできない。

3 この会の区域に住所を有しなくなった者は、会員の資格を失う。

（入会及び退会）

第7条 この会に入会しようとする者及びこの会を退会しようとする者は、会長に届け出なければならない。

（会費）

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

（賛助会員）

第9条 この会の区域に住所を有し、この会の活動を賛助する法人及び団体は、賛助会員となることができる。

2 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

3 第6条第3項及び第7条の規定は、賛助会員について準用する。

第3章 役員

(役員の種類)

第10条 この会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 (又は区長) 1人
- (2) 副会長 (又は副区長) ○人
- (3) 会計 ○人
- (4) ○ ○ ○人
- (5) 監事 ○人

(役員を選任及び任期)

第11条 役員は、総会において会員の中から選任する。

- 2 監事とその他の役員は、相互にこれを兼ねることができない。

(役員職務)

第12条 会長は、この会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 会計は、会長の命を受けて出納その他の会計事務を執行する。
- 4 ○○は、各班の業務を処理する。
- 5 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) この会の会計及び資産の状況を監査すること。
 - (2) 会長等役員の仕事執行の状況を監査すること。
 - (3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

(役員任期)

第13条 役員任期は、○年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第4章 総会

(総会)

第14条 この会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会権能)

第15条 総会は、この規約に定めるもののほか、この会の運営に関する重要な事項を議決する。

(総会開催)

第16条 通常総会は、毎年1回以上開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号いずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めるとき。
 - (2) 総会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。
 - (3) 第12条第5項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき。

※「代表者に関する事項」として代表者の設置・選任方法・職務・任期等を規定すること

※「会議に関する事項」として総会・役員会等の権能・運営等について規定すること

(総会の招集)

第17条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求があった日から○日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所及び審議事項を記載した書面をもって、総会の日より少なくとも5日前までに通知しなければならない。

※地方自治法の規定で「少なくとも5日前」とされている

(総会の議長)

第18条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第19条 総会は、会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(総会の議決)

第20条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員の表決権)

第21条 会員は、総会において、各々1個の表決権を有する。

2 次の事項以外の事項については、前項の規定にかかわらず、会員の表決権は、会員の所属する世帯の会員数分の1とする。

(1) 規約の改正

(2) 役員を選任

(3) 財産の処分に関する事

(4) 会の解散に関する事

※代表者及び監事を選任については後段の規定の適用は適当でないとする

(総会の書面表決等)

第22条 止むを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第19条及び第20条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第23条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 会員の現在数及び出席者数(書面表決者及び表決委任者を含む)

(3) 開催目的、審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印をしなければならない。

第5章 役員会

(役員会の構成)

第24条 役員会は、役員(監事を除く。以下この章において同じ。)をもって構

成する。

(役員会の権能)

第 25 条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の招集)

第 26 条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

2 会長は、役員のお分の 1 以上から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったときは、その請求があった日から○日以内に役員会を招集しなければならない。

3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開会の日の○日前までに通知しなければならない。

(役員会の議長)

第 27 条 役員会の議長は、会長がこれにあたる。

(役員会の定足数等)

第 28 条 第 19 条から第 23 条までの規定は、役員会について準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

(監事の出席)

第 29 条 監事は、役員会に出席し、意見を述べることができる。

第 6 章 資産及び会計

(資産)

第 30 条 この会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) その他の収入

(資産の管理)

第 31 条 この会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第 32 条 この会の資産で第 30 条第 1 号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において○分の○以上の議決を要する。 ※例：3分の2以上

(経費の支弁)

第 33 条 この会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第 34 条 この会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定に関わらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予

算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 35 条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後 3 か月以内に総会の承認を受けなければならない。

※財産目録については地方自治法において毎事業年度の終了後に作成しなければならないとされている

(会計年度)

第 36 条 この会の会計年度は、毎年〇月〇日に始まり、〇月〇日に終わる。

第 7 章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第 37 条 この規約は、総会において総会員の 4 分の 3 以上の議決を得、かつ、上市町長の認可を受けなければ変更することができない。

(解散の決議)

第 38 条 この会は、地方自治法第 260 条の 20 の規定により解散する。

2 この会が総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の処分)

第 39 条 この会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の〇分の〇以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第 8 章 雑則

(備付け帳簿及び書類)

第 40 条 この会の主たる事務所に、次の帳簿及び書類を備え置かなければならない。

- (1) 規約
 - (2) 会員名簿 (構成員名簿)
 - (3) 認可及び登記等に関する書類
 - (4) 総会及び役員会の議事録
 - (5) 収支に関する帳簿
 - (6) 財産目録
 - (7) その他必要な帳簿及び書類
- (委任)

地方自治法において「構成員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない」とされている

第 35 条参照
様式例は資料 3 (14 ページ) 参照

第 41 条 この規約の施行について必要な事項は、総会の議決を経て、〇〇が別に定める。

※「別に定める」者は、会長でも役員会等でも可
ただし、委任することについて総会の議決が必要

附 則

- 1 この規約は、平成〇〇年〇月〇日から施行する。
- 2 この会の設立初年度の事業計画及び予算は、第 34 条の規定に関わらず、設立総会の定めるところによる。
- 3 この会の設立初年度の会計年度は、第 36 条の規定に関わらず、設立認可の日から平成〇〇年〇月〇日までとする。

資料 2 総会の議事録例

〇〇町内会（自治会）総会議事録

日 時 平成〇〇年〇月〇日（ ） 自〇〇時〇〇分 至〇〇時〇〇分
場 所 〇〇公民館
会 員 数 〇〇人
出席者数 〇〇人（うち委任状出席者数 〇〇人）

開 会 司会者から総会の成立条件（会員数の過半数以上の出席）の報告
会長挨拶 〇〇会長挨拶 挨拶略
議長選出 方法「執行部一任」の声あり
執行部より〇〇氏を指名
議長着席 〇〇氏議長席に着席
議長挨拶 挨拶略
議事録署名人の指名 〇〇氏、〇〇氏の2名を指名する。

議 事

- 1 議案第1号「平成〇〇年度事業報告について」及び議案第2号「平成〇〇年度収支決算報告について」を一括上程
執行部から「総会資料」〇頁～〇頁に基づき説明あり。
執行部の説明終了後、〇〇監事より会計監査の報告を受ける。
審 議（質疑なし）
拍手により承認される。
- 2 議案第3号「平成〇〇年度事業計画（案）について」及び議案第4号「平成〇〇年度収支予算（案）について」を一括上程
執行部から「総会資料」〇頁～〇頁に基づき説明あり。
審 議（質疑なし）
拍手により承認される。
- 3 議案第5号「会則の一部改正について」を上程
執行部から「総会資料」〇頁～〇頁に基づき説明あり。
※町内会の区域、会員の規定及び資産に関する帳簿整備の規定。
審 議（質疑なし）
拍手により承認される。
- 4 議案第6号「役員の変更について」を上程
選任方法について、執行部に一任の声あり。
執行部より、役員を選出の経過について報告があり、次の通り役員の発表がある。
会 長 〇〇氏
副会長 〇〇氏
会 計 〇〇氏
監 事 〇〇氏
拍手により承認される。
- 5 議案第7号「町内会の法人格の申請について」を上程
執行部から「総会資料」〇頁～〇頁に基づき説明あり。
審 議（質疑なし）
拍手により承認される。

議事終了
議長退席

〇〇副会長挨拶 挨拶略
閉会（司会）

本総会の議事録の適正かつ誤りのないことを証するため、議長及び議事録署名人が署名、押印します。

平成〇〇年〇月〇日

議長
署名人
署名人

印
印
印

資料 3 財産目録(様式例)

年 月 日

区 分	所在数量等	金額(評価額)	備 考
(資産の部)			
I 流動資産			
1 現金預金			
(1) 現金			
現金手許有高			
(2) 当座預金			
〇〇銀行〇〇支店			
(3) 普通預金			
〇〇銀行〇〇支店			
2 未収会費			
〇〇年度会費 〇名			
II 固定資産			
1 土地			
2 建物			
3 車両			
4 有価証券			
〇分利国債			
資 産 合 計 A			
(負債の部)			
I 流動負債			
預り金			
II 固定負債			
長期借入金			
〇〇銀行〇〇支店			
負 債 合 計 B			
差 引 正 味 財 産 (A - B)			

- (注) 1 法人設立時に、確実に法人に帰属する財産をもって作成すること。
 2 備考の欄には、使用目的、寄附者その他を記入すること。

< 様式集 >

— 認可申請に必要な書類一覧 —

- 様式1 ————— 認可申請書
- 様式2 ————— 町内会（自治会）構成員名簿
- 様式3 ————— 保有資産目録
(現在、既に資産を保有されている場合)
- 様式4 ————— 保有予定資産目録
(現在、保有資産は無いが、認可と同時に資産保有が予定されている場合)
- 様式5 ————— 承諾書
- 様式6 ————— 区域設定確認書

— 認可後の証明及び申請・届出用紙 —

- 様式7 ————— 地縁団体証明交付申請書
- 様式8 ————— 告示事項変更届出書
- 様式9 ————— 規約変更認可申請書

様式 1

年 月 日

上市町長 宛

認可を受けようとする地縁による
団体の名称及び主たる事務所の所在地
名 称
所在地
代表者の氏名及び住所
氏 名 ⑩
住 所

認 可 申 請 書

地方自治法第 260 条の 2 第 1 項の規定により、不動産又は不動産に関する権利等を保有するため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約
- 2 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 3 構成員の名簿
- 4 保有資産目録又は保有予定資産目録
- 5 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- 6 申請者が代表者であることを証する書類
- 7 区域図
- 8 隣接町内会等の代表者による区域設定確認書

町内会（自治会）構成員名簿

年 月 日

氏 名	住 所	氏 名	住 所
1		26	
2		27	
3		28	
4		29	
5		30	
6		31	
7		32	
8		33	
9		34	
10		35	
11		36	
12		37	
13		38	
14		39	
15		40	
16		41	
17		42	
18		43	
19		44	
20		45	
21		46	
22		47	
23		48	
24		49	
25		50	

保有資産目録

団体の名称 _____

年 月 日現在

1 不動産

(1) 所有権を有する不動産

ア 建物

名 称	延 床 面 積	所 在 地

イ 土地

地 目	面 積	所 在 地

2 不動産に関する権利等

(1) 所有権以外の権原により保有している不動産

権 原	不動産の種類	所 在 地

(2) 地域的な共同活動を行うためのその他の資産

資 産 の 種 類 及 び 数 量

[保有資産目録（様式3）記載要領]

1 不動産

(1) 所有権を有する不動産

ア 建物

- ・名称 — ○○町内会集会所、○○公民館等の名称が付されている場合はこれによること。そうでない場合は、「集会所」「事務所」「居宅」等の区分によること。
- ・延床面積 — 不動産登記規則第 115 条の規定に基づき各層ごとに算出された床面積を合計したものとすること。
*不動産登記規則第 115 条「建物の床面積は、各階ごとに壁その他の区画の中心線(区分建物にあっては、壁その他の区画の内側線)で囲まれた部分の水平投影面積により、平方メートルを単位として定め、一平方メートルの百分の一未満の端数は、切り捨てるものとする。」
- ・所在地 — 町内の地番（建物の表示登記において家屋番号が登記されている場合は家屋番号）を記載すること。

イ 土地

- ・地目 — 不動産登記規則第 99 条に規定する区分によること。
*不動産登記規則第 99 条「地目は、土地の主たる用途により、田、畑、宅地、学校用地、鉄道用地、塩田、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野、墓地、境内地、運河用地、水道用地、用悪水路、ため池、堤、井溝、保安林、公衆用道路、公園及び雑種地に区分して定めるものとする。」
- ・面積 — 不動産登記規則第 100 条に規定する「地積」と同一とすること。
*不動産登記規則第 100 条「地積は、水平投影面積により、平方メートルを単位として定め、一平方メートルの百分の一(宅地及び鉱泉地以外の土地で十平方メートルを超えるものについては、一平方メートル)未満の端数は、切り捨てる。」
- ・所在地 — 町内の地番を記載すること。

2 不動産に関する権利等

(1) 所有権以外の権原により保有している不動産

- ・ 権 原 — 不動産の場合は、不動産登記法第3条各号に掲げる権原（所有権を除く）を記載すること。
〔 地上権、永小作権、地役権、先取特権、質権、
抵当権、賃借権、採石権 〕
- ・ 不動産の種類 — 土地、建物及び立木の区分によること。
- ・ 所在地 — 原則として町内の地番（建物の表示登記において家屋番号が登記されている場合は家屋番号）を記載すること。

(2) 地域的な共同活動を行うためのその他の資産

- ・ 資産の種類及び数量 — 国債、地方債、社債といった区分により、銘柄（社債の場合は「何会社物上担保附社債」、国債及び地方債の場合は「何分利付何債」）、券面金額及び取得金額を記載すること。その他の資産については、当該資産の種類（車両、船舶等）、取得金額及び取得数量を記入すること。

〔記載例〕

保有資産目録

団体の名称 〇〇〇〇町内会

平成〇〇年〇月〇日現在

1 不動産

(1) 所有権を有する不動産

ア 建物

名 称	延 床 面 積	所 在 地
〇〇〇〇公民館	60.5 m ²	上市町〇〇〇〇3番地

イ 土地

地 目	面 積	所 在 地
宅 地	42.6 m ²	上市町〇〇〇〇3番地

2 不動産に関する権利等

(1) 所有権以外の権原により保有している不動産

権 原	不動産の種類	所 在 地

(2) 地域的な共同活動を行うためのその他の資産

資 産 の 種 類 及 び 数 量			
1. 国債	八分利付国債	券面金額20万円	取得金額22万円
2. 社債	自治株式会社	物上担保付社債	
		券面金額80万円	取得金額91万5千円

保有予定資産目録

団体の名称 _____

年 月 日現在

1 不動産

不動産の種類	保有予定不動産 の取得予定時期	購入等の 相手方	保有予定不動産 の所在地

2 不動産に関する権利等

資産の種類	権 原	権原取得の予定時期

〔保有予定資産目録（様式4）記載要領〕

1 不動産

所有権を取得する予定不動産について記載すること。

- ・不動産の種類 — 土地、建物及び立木の区分によること。
- ・保有予定不動産の取得予定時期 — 売買等により不動産の所有権を取得する予定時期を、少なくとも年月まで記載すること。なお、この「取得予定時期」は、認可申請年月日とできる限り近接していることが望まれる。
- ・所在地 — 原則として町内の地番（建物の表示登記において家屋番号が登記されている場合は家屋番号）を記載すること。

2 不動産に関する権利等

- ・資産の種類 — 不動産の場合は、土地、建物及び立木の区分によること。金融資産の場合は、国債、地方債、社債といった区分により記載すること。その他の資産の場合は、当該資産の種類（車両、船舶等）に区分して記入すること。
- ・権原 — 不動産の場合は、不動産登記法第3条各号に掲げる権原（所有権を除く）を記載すること。
〔地上権、永小作権、地役権、先取特権、質権、
抵当権、賃借権、採石権〕
- ・権原取得の予定時期 — 「1 不動産」の「保有予定不動産の取得予定時期」と同様に記載すること。

〔記載例〕

保有予定資産目録

団体の名称 〇〇〇〇町内会

平成〇〇年〇月〇日現在

1 不動産

不動産の種類	保有予定不動産 の取得予定時期	購入等の 相手方	保有予定不動産 の所在地
建 物	平成〇〇年〇月〇〇日	上市 太郎	上市町〇〇〇〇 3 番地

2 不動産に関する権利等

資産の種類	権 原	権原取得の予定時期
土 地	地 上 権	平成〇〇年〇月〇〇日

承 諾 書

私は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 2 項に規定する地縁による団体の認可申請にあたり、
年 月 日開催の総会の議決に従い、
本件申請に関する町内会（自治会）の代表者となることを承諾いたします。

年 月 日

住 所
氏 名

印

地縁団体証明交付申請書

年 月 日

上市町長 宛

請求者 住所
氏名

印

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 12 項の規定により、次の地縁団体の証明書を交付してください。

- 1 地縁団体の名称 _____
- 2 地縁団体の主たる事務所の所在地 上市町 _____
- 3 請求証明書の通数 _____ 通

届出書様式（地方自治法施行規則 第二十条関係）

年 月 日

上市町長 宛

地縁による団体の名称及び

主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

印

住 所

告 示 事 項 変 更 届 出 書

下記事項について変更があったので、地方自治法第 260 条の 2 第 11 項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

1 変更があった事項及びその内容

(変更前)

(変更後)

(1) 代表者の氏名及び住所

(変更前)

(変更後)

(2) 主たる事務所の所在地

(3) その他

2 変更の年月日

年 月 日

3 変更の理由

(添付書類) ①総会議事録の写し ②代表者本人の承諾書 (様式 5)

申請書様式（地方自治法施行規則 第二十二條関係）

年 月 日

上市町長 宛

地縁による団体の名称及び

主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

印

住 所

規 約 変 更 認 可 申 請 書

地方自治法第 260 条の 3 第 2 項の規約の変更の認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約変更の内容及び理由を記載した書類
- 2 規約変更を総会で議決したことを証する書類

参考：上市町認可地縁団体印鑑登録証明事務処理要綱

平成 21 年 9 月 14 日

上市町告示第 49 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 260 条の 2 第 1 項の規定による町長の認可を受けた地縁による団体（以下「認可地縁団体」という。）の代表者等に係る印鑑（以下「認可地縁団体印鑑」という。）の登録及び証明に関し必要な事項を定めるものとする。

(登録の資格)

第 2 条 認可地縁団体印鑑の登録を受ける資格（以下「登録資格」という。）を有する者は、認可地縁団体の代表者とする。

2 次の各号に掲げる者のいずれかが選任されている認可地縁団体においては、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる者をもって登録資格を有する者とする（以下これらの登録資格を有する者を「代表者等」と総称する。）。

- (1) 裁判所により選任された代表者の職務代行者
- (2) 法第 260 条の 9 に規定する仮代表者
- (3) 法第 260 条の 10 に規定する特別代理人
- (4) 法第 260 条の 24 又は第 260 条の 25 に規定する清算人

(登録申請)

第 3 条 認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、登録を受けようとする印鑑を自ら持参し、認可地縁団体印鑑登録申請書（様式第 1 号）により、町長に登録の申請をしなければならない。この場合において、申請者は、認可地縁団体印鑑登録申請書に上市町印鑑条例(昭和 51 年上市町条例第 26 号)の規定に基づき登録されている申請者の個人の印鑑（以下「個人印鑑」という。）を押印しなければならない。

(登録印鑑)

第 4 条 登録することができる認可地縁団体印鑑は、1 団体につき 1 個に限るものとする。

2 町長は、登録を受けようとする認可地縁団体印鑑が次に掲げるもののいずれかに該当する場合には、当該認可地縁団体印鑑を登録しないものとする。

- (1) ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの
- (2) 印影の大きさが 1 辺の長さ 8 ミリメートルの正方形に収まるもの又は 1 辺の長さ 30 ミリメートルの正方形に収まらないもの
- (3) 印影を鮮明に表しにくいもの
- (4) その他登録を受けようとする認可地縁団体印鑑として適当でないもの

(登録申請の確認)

第 5 条 町長は、申請者から認可地縁団体印鑑の登録の申請があったときは、当該認可地

縁団体につき地方自治法施行規則（昭和 22 年内務省令第 29 号）第 21 条第 2 項の規定により作成された台帳(以下「地縁団体台帳」という。)の記載事項並びに個人印鑑に係る印鑑登録原票の記載事項及び印影と照合するほか、認可地縁団体印鑑登録申請書に記載されている事項等について審査した上で、登録するものとする。

（認可地縁団体印鑑登録原票）

第 6 条 町長は、認可地縁団体印鑑登録原票を備え、印影のほか次に掲げる事項を登録するものとする。

- (1) 登録番号
- (2) 登録年月日
- (3) 認可地縁団体の名称
- (4) 認可地縁団体の主たる事務所の所在地
- (5) 認可地縁団体の認可年月日
- (6) 登録資格の区分
- (7) 代表者等の氏名
- (8) 代表者等の生年月日
- (9) 代表者等の住所
- (10) その他町長が必要と認める事項

（認可地縁団体印鑑登録証明書の交付）

第 7 条 認可地縁団体印鑑の登録を受けている者は、町長に対して認可地縁団体印鑑登録証明書（様式第 2 号）の交付を申請する場合には、認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書（様式第 3 号）に登録している認可地縁団体印鑑を押印して、自ら申請しなければならない。

2 町長は、前項の申請があったときは、認可地縁団体印鑑登録原票の登録事項及び地縁団体台帳の記載事項に基づき審査するとともに、認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書に押印された認可地縁団体印鑑の印影と認可地縁団体印鑑登録原票に登録された印影との照合を行い、当該申請が適正であることを確認した上で、申請者に対して認可地縁団体印鑑登録証明書を交付するものとする。

（認可地縁団体印鑑登録証明書）

第 8 条 認可地縁団体印鑑登録証明書は、認可地縁団体印鑑登録原票に登録されている印影の写しについて町長が証明するものとし、併せて次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 認可地縁団体の名称
- (2) 認可地縁団体の主たる事務所の所在地
- (3) 登録資格の区分
- (4) 代表者等の氏名
- (5) 代表者等の生年月日

2 町長は、認可地縁団体印鑑登録証明書を作成するに当たっては、特に印影の写しが鮮明になるような方法により複写するものとする。

(認可地縁団体印鑑登録の廃止申請)

第9条 認可地縁団体印鑑の登録を受けている者は、当該印鑑の登録を廃止しようとする場合には、認可地縁団体印鑑登録廃止申請書(様式第4号)に当該認可地縁団体印鑑を押印して、自らその旨を町長に対して申請しなければならない。

2 認可地縁団体印鑑の登録を受けている者は、当該印鑑を亡失した場合には、前項の規定にかかわらず、認可地縁団体印鑑登録廃止申請書に個人印鑑を押印して、直ちに自らその旨を町長に対して申請しなければならない。

(登録事項の修正)

第10条 町長は、法第260条の2第11項の規定に基づく届出により、認可地縁団体印鑑登録原票の登録事項に変更(認可地縁団体印鑑登録の抹消に係るものを除く。)が生じたことを知ったときは、職権によりこれを修正するものとする。

(認可地縁団体印鑑登録の抹消)

第11条 町長は、次の各号に掲げる事由に該当する場合は、職権により認可地縁団体印鑑の登録を抹消するものとする。この場合において、第3号又は第4号に掲げる事由に該当して登録を抹消したときは、当該印鑑登録を受けている者にその旨を通知するものとする。

- (1) 認可地縁団体印鑑の登録を受けている者の登録資格に変更が生じた場合
- (2) 法第260条の20の規定に基づき認可地縁団体が解散した場合
- (3) 認可地縁団体の名称又は代表者等の氏名の変更により登録印鑑として適当でないと認められた場合
- (4) その他認可地縁団体印鑑の登録を抹消すべき事由が生じたことを知った場合

2 町長は、第9条第1項又は第2項の申請があったときは、これを審査した上で、当該申請に係る認可地縁団体印鑑の登録を抹消するものとする。

(代理人による申請)

第12条 地方自治法施行規則第19条第1項第1号トに規定する代理人を置いている団体にあつては、委任の旨を証する書類を添えて、当該代理人によりこの要綱に定める申請をすることができる。この場合において、第3条中「認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者」とあるのは「認可地縁団体印鑑登録を受けようとする者の代理人」と、第7条第1項及び第9条中「認可地縁団体印鑑の登録を受けている者」とあるのは「認可地縁団体印鑑の登録を受けている者の代理人」とそれぞれ読み替えるものとする。

(閲覧の禁止)

第13条 認可地縁団体印鑑登録原票その他認可地縁団体印鑑の登録又は証明に関する書類は、閲覧に供しない。

(質問及び調査)

第 14 条 町長は、認可地縁団体印鑑の登録又は証明の事務に関し必要と認めるときは、当該事務に従事する職員に、関係者に対し質問をさせ、又は必要な事項について調査させることができる。

(その他)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

認可地縁団体印鑑登録申請書

上市町長

宛

年 月 日

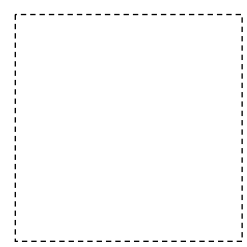
登録しようとする 認可地縁団体印鑑	認可地縁団体の名称	
<div style="border: 1px dashed black; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto;"></div>	認可地縁団体の主たる事務所の所在地	中新川郡上市町
	(資 格) 名 氏	() 印
	生 年 月 日	明・大 昭・平 年 月 日
	住 所	中新川郡上市町
<p>上記のとおり認可地縁団体印鑑の登録を申請します。</p> <p>申請者 <input type="checkbox"/> 本人 { 住所</p> <p> <input type="checkbox"/> 代理人 { 氏名</p>		

(注意事項)

- 1 この申請は、本人が自ら手続をしてください。代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。
- 2 登録しようとする認可地縁団体印鑑を併せて提出してください。
- 3 氏名の欄には本町において登録されている個人の印鑑を押印してください。
- 4 資格（ ）の欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。

様式第2号（第7条、第8条関係）

認可地縁団体印鑑登録証明書

印 影	認可地縁団体の名称	
	認可地縁団体の主たる事務所の所在地	中新川郡上市町
	(資 格) 氏 名	()
	生 年 月 日	年 月 日

この写しは、登録された印影に相違ないことを証明します。

年 月 日

上市町長 印

様式第3号（第7条関係）

認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書

上市町長

宛

年 月 日

登録されている 認可地縁団体印鑑	認可地縁団体の名称	
<div style="border: 1px dashed black; width: 100px; height: 100px;"></div>	認可地縁団体の主たる事務所の所在地	中新川郡上市町
	(資 格) 氏 名	()
	生 年 月 日	明・大 年 月 日 昭・平
<p>上記のとおり認可地縁団体印鑑登録証明書_____枚の交付を申請します。</p> <p>申請者 <input type="checkbox"/> 本人 { 住所</p> <p style="margin-left: 100px;"><input type="checkbox"/> 代理人 { 氏名</p>		

(注意事項)

- 1 この申請は、本人が自ら手続をしてください。代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。
- 2 資格（ ）の欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。

様式第4号（第9条関係）

認可地縁団体印鑑登録廃止申請書

上市町長

宛

年 月 日

廃止しようとする 認可地縁団体印鑑	認可地縁団体の名称	
<div style="border: 1px dashed black; width: 100px; height: 100px;"></div>	認可地縁団体の主たる事務所の所在地	中新川郡上市町
	(資 格) 氏 名	()
	生 年 月 日	明・大 年 月 日 昭・平
<p>上記のとおり認可地縁団体印鑑の登録の廃止を申請します。</p> <p>申請者 <input type="checkbox"/> 本人 { 住所</p> <p style="margin-left: 100px;"><input type="checkbox"/> 代理人 { 氏名</p>		

(注意事項)

- 1 この申請は、本人が自ら手続をしてください。代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。
- 2 登録している認可地縁団体印鑑を亡失した場合は、氏名の欄には本町において登録されている個人の印鑑を押印してください。
- 3 資格（ ）の欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。